

外国人材雇用 支援事業補助金



外国人材を積極的に採用する企業を応援しています！

市内の労働人口が減少するなか、新たに外国人材を雇用する市内事業者を支援します。

以下の事業が支援対象となります

- ✓ 市内事業所で2024年1月1日以降に新たに外国人材を常用労働者として1年以上継続する雇用
- ✓ 市内に住民登録をした日から1年以内の外国人材の雇用



対象経費

●市内事業者が負担した外国人材の雇用に要した経費

- 1.登録支援機関、監理団体および日本国内の人材紹介会社に雇用開始時に支払う初期経費
- 2.在留資格の変更の申請および在留期間の更新の申請に係る書類の作成に要する費用（収入印紙代及び入国管理局へのこれらの申請の取次ぎに要する経費を含む。）
- 3.外国人材の就労時の入国を目的とした渡航費用
- 4.留学生として国内の学校等を卒業した後雇用する外国人材の就労時の高山市内までの移動費用
- 5.外国人材受入を目的とした、住宅借上、ハウスクリーニング、社宅の購入・改修等住環境整備に要する費用

補助額

- 対象経費の3分の1以内
- 1事業者当たり上限20万円

●申請の流れ

- ①外国人材雇用前かつ対象経費の事業開始（着手）前に事業計画の申請（事業者→市）
※ただしR6.1～3月に雇用している場合、計画認定を省略可能
- ②計画認定（市→事業者）
- ③事業実施、支払い、外国人材雇用（事業者）
- ④補助金交付申請（事業者→市）

市ホームページで詳細
をご確認いただき、
申請をお願いします。



【問い合わせ先】
高山市 雇用・産業創出課
TEL 0577-35-3182
FAX 0577-35-3167
Mail koyou@city.takayama.lg.jp